



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年11月4日火曜日 第1506号

### ◇ 目 次 ◇

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....1145

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....1149

加入区の設定（養殖共済）.....1150

漁業の免許.....1150

地域森林計画案の公表.....1150

地域森林計画の変更案の公表（4件）.....1151

公有水面埋立免許.....1151

道路の区域変更（県道久米垣生線）.....1152

道路の区域変更（県道西条久万線）.....1152

道路の供用開始（ " ）.....1152

道路の区域変更（県道目黒松丸線）.....1153

道路の供用開始（ " ）.....1153

都市計画事業の認可.....1153

### 公 告

ふく取扱者試験の施行.....1153

### 雑 報

裁決手続開始の決定の公告.....1154

### 告 示

#### ○愛媛県告示第2061号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び保内町において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
西南開発株式会社  
西宇和郡保内町宮内1の300番地1  
代表取締役社長 高橋 忍
- 事業場の名称及び所在地  
西南開発株式会社  
西宇和郡保内町宮内1の300番地1
- 特定施設に関する事項  
(1) 高圧洗浄機No.1

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第4号 口洗浄施設
特定施設の能力	1分間当たり22リットル
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
特定施設の使用時間間隔	間歇

特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 60 最大 200
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 250
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 60
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 3 最大 10
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 2.6 最大 3.0	

#### (2) 高圧洗浄機No.2

特定施設の種類	政令別表第1第2号 口洗浄施設	
特定施設の能力	1分間当たり21.9リットル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 60 最大 200
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 250
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 60
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 3 最大 10

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0.2 最大 0.4
----------------------------	------------------

(3) 高圧洗浄機No.3

特定施設の種 類	政令別表第1第2号 口洗浄施設	
特定施設の能力	1分間当たり21.9リットル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 60 最大 200
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 250
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 60
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 10
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2.6 最大 3.3	

(4) 高圧洗浄機No.4

特定施設の種 類	政令別表第1第18号の2 八洗浄施設	
特定施設の能力	1分間当たり60リットル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 60 最大 200
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 250

窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 60
-------------------------	----------------

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 10
-------------------------	---------------

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0.3 最大 0.6
----------------------------	------------------

(5) 高圧洗浄機No.5

特定施設の種 類	政令別表第1第18号の2 八洗浄施設	
特定施設の能力	1分間当たり15リットル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 60 最大 200
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 250
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 60
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 10
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0.3 最大 0.6	

(6) 高圧洗浄機No.6

特定施設の種 類	政令別表第1第18号の2 八洗浄施設	
特定施設の能力	1分間当たり21.9リットル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 60 最大 200
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 120 最大 250
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 15 最大 60
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 3 最大 10
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0.4 最大 0.9

(7) 高圧洗浄機No.7

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第18号の2 八洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1分間当たり12.5リットル	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	間 歇	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	9時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 60 最大 200
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 120 最大 250
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 15 最大 60
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 3 最大 10
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0.1 最大 0.9

(8) 高圧洗浄機No.8

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第18号の2 八洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1分間当たり23.3リットル	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	間 歇	

特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間		9時間
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要		無 し
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 60 最大 200
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 120 最大 250
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 15 最大 60
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 3 最大 10
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 2.8 最大 3.5

(9) ニーダー

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第4号 二湯煮施設	
特 定 施 設 の 能 力	容量600リットル×2基	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	間 歇	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	9時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 18 最大 60
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 20 最大 150
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 2 最大 25
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.5 最大 3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1.0 最大 1.2

(10) タコ洗浄機

特定施設の種類	政令別表第1第18号の2 八洗浄施設	
特定施設の能力	1回当たり300キログラム×4基	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 260 最大 420
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 550
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.3 最大 0.6	

(11) 熱湯槽

特定施設の種類	政令別表第1第18号の2 口湯煮施設	
特定施設の能力	容量980リットル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 60 最大 100
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 200
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 20
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 10

りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1.0 最大 1.1

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 凝集加圧浮上(既設)

処理施設の種類	物理処理		
処理施設の型式	凝集加圧浮上+パームチャット		
処理施設の構造	鋼鉄製		
処理施設の主要寸法	縦 13メートル 横 4メートル 高さ 1.6メートル		
処理施設の能力	1時間当たり180立方メートル		
汚水等の処理の方式	物理処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	9時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 330 最大 450	通常 84 最大 109
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 480 最大 650	通常 127 最大 169
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40	通常 25 最大 40
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 10	通常 3 最大 6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0 最大 1,010	通常 0 最大 1,010	

(2) 膜分離槽(新設)

処理施設の種類	物理処理+生物処理		
処理施設の型式	凝集加圧浮上+膜分離活性汚泥		
処理施設の構造	コンクリート製		

処理施設の主要寸法	調整槽 縦 12.3メートル 横 5.5メートル 高さ 6メートル 膜分離槽 縦 11.2メートル 横 10.75メートル 高さ 4.95メートル		
処理施設の能力	1日当たり1,000立方メートル		
汚水等の処理の方式	物理処理+生物処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	9時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 330 最大 450	通常 35 最大 45
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 480 最大 650	通常 5 最大 10
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40	通常 15 最大 25
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 10	通常 3 最大 6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,000 最大 1,010	通常 1,000 最大 1,010	

備考：通常時は新設分のみを使用し、最大時のみ既設分を併用

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量  
No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 35 最大 50
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 90
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 28
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 6

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2,370 最大 3,500
------------------------	----------------------

備考：この他に雨水排水口が1つある。

○愛媛県告示第2062号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び保内町において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
西南開発株式会社  
西宇和郡保内町宮内1の300番地1  
代表取締役社長 高橋 忍
- 事業場の名称及び所在地  
西南開発株式会社  
西宇和郡保内町宮内1の300番地1
- 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第2号口、第3号口、ホ、第4号口、ニ及び第18号の2口、ハ
- 変更しようとする事項の内容  
汚水等の処理の方法等の変更
- 汚水等の処理施設に関する事項  
(1) 既設分

	変更前	変更後	
処理施設の能力	1時間当たり180立方メートル×2基	1時間当たり180立方メートル	
	処理前	処理後	処理前
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,000 最大 1,100	通常 1,000 最大 1,100	通常 0 最大 1,100

(2) 新設分

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	平成16年3月31日
使用開始の予定年月日	平成16年4月1日
処理施設の種類	物理処理+生物処理
処理施設の型式	凝集加圧浮上+膜分離活性汚泥
処理施設の構造	コンクリート製
処理施設の主要寸法	調整槽 縦 12.3メートル 横 5.5メートル 高さ 6メートル 膜分離槽 縦 11.2メートル 横 10.75メートル 高さ 4.95メートル

処理施設の能力	1日当たり1,000立方メートル		
汚水等の処理の方式	物理処理+生物処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	9時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 330 最大 450	通常 35 最大 45
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 480 最大 650	通常 5 最大 10
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40	通常 15 最大 25
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 10	通常 3 最大 6
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 1,000 最大 1,010	通常 1,000 最大 1,010	

備考：通常時は新設分のみを使用し、最大時のみ既設分を併用

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6

○愛媛県告示第2064号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定に基づき平成15年11月1日次のように区画漁業を免許した。

平成15年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
宇特区第382号	南宇和郡西海町船越1057番地 西海町漁業協同組合	平成15年7月25日愛媛県告示第1535号のとおり	平成15年11月1日から平成16年3月31日まで

○愛媛県告示第2065号

森林法の一部を改正する法律(平成15年法律第53号)附則第3条第2項の規定によりその例によることとされる同法による改正後の森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき、中予山岳地域森林計画を立てたいので、同

化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	47.0	通常 35
	最大	61.2	最大 50
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 71.1	通常 10
	最大	95.0	最大 90
窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	30	通常 15
	最大	35	最大 28
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	3	通常 3
	最大	6	最大 6
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常	3,300	通常 2,370
	最大	3,500	最大 3,500

○愛媛県告示第2063号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第118条第3項の規定により、一定の水域を次のように定める。

平成15年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんぱち養殖業、小割り式2年魚かんぱち養殖業、小割り式3年魚かんぱち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業又は小割り式2年魚しまあじ養殖業

加入区の名称	区 域
宇和海第204加入区	宇特区第382号漁業権漁場の区域

法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を松山地方局産業経済部久万林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成15年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第2066号

森林法の一部を改正する法律（平成15年法律第53号）附則第3条第1項の規定に基づき、東予地域森林計画を変更したいので、同項の規定によりその例によることとされる同法による改正後の森林法（昭和26年法律第249号）第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を西条地方局産業経済部林業課、伊予三島林業課及び丹原林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成15年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第2067号

森林法の一部を改正する法律（平成15年法律第53号）附則第3条第1項の規定に基づき、今治松山地域森林計画を変更したいので、同項の規定によりその例によることとされる同法による改正後の森林法（昭和26年法律第249号）第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を今治地方局産業経済部林業課及び松山地方局産業経済部林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成15年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第2068号

森林法の一部を改正する法律（平成15年法律第53号）附則第3条第1項及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）附則第14項の規定に基づき、肱川地域森林計画を変更したいので、同法附則第3条第1項の規定によりその例によることとされる同法による改正後の森林法（昭和26年法律第249号）第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を八幡浜地方局産業経済部林業課、大洲林業課及び宇和島地方局産業経済部林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成15年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第2069号

森林法の一部を改正する法律（平成15年法律第53号）附則第3条第1項の規定に基づき、南予地域森林計画を変更したいので、同項の規定によりその例によることとされる同法による改正後の森林法（昭和26年法律第249号）第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を宇和島地方局産業経済部林業課及び御荘林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成15年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第2070号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成15年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

中島町

温泉郡中島町大字大浦1626番地

代表者 町長 武田満幸

温泉郡中島町大字大浦1776番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

温泉郡中島町大字饒甲 220 番 2 から同甲 964 番までの地先公有水面

イ 区域

次の1点と2点を結ぶ平成13年2月28日付け愛媛県指令港第44号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との接する線（C・D・L+3.55メートルにより決定）、2点から17点までを順次直線で結んだ線並びに17点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L+3.55メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（温泉郡中島町大字饒甲 213 番地先の堤内の金属鉾）は、北緯33度59分09秒、東経 132 度36分22秒の地点

1 点は、基点から真北21度07分36秒 92.28メートルの地点

2 点は、1 点から真北 290 度38分34秒9.29メートルの地点

3 点は、2 点から真北20度38分34秒5.80メートルの地点

4 点は、3 点から真北 110 度38分34秒0.53メートルの地点

5 点は、4 点から真北20度38分34秒 30.90メートルの地点

6 点は、5 点から真北 110 度38分34秒0.05メートルの地点

7 点は、6 点から真北20度38分34秒0.50メートルの地点

8 点は、7 点から真北 110 度38分34秒0.22メートルの地点

9 点は、8 点から真北20度38分34秒4.00メートルの地点

10 点は、9 点から真北 290 度38分34秒0.22メートルの地点

11 点は、10 点から真北20度38分34秒 20.90メートルの地点

12 点は、11 点から真北 290 度38分34秒0.58メートルの地点

13 点は、12 点から真北20度38分34秒7.20メートルの地点

14 点は、13 点から真北 110 度38分34秒0.80メートルの地点

15 点は、14 点から真北20度38分34秒4.00メートルの地点

16 点は、15 点から真北 290 度38分34秒0.80メートルの地点

17点は、16点から真北20度38分34秒2.34メートルの地点

ウ 面積

859.32平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

温泉郡中島町大字饒甲220番2から同甲966番1までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の1点から13点までを順次直線で結んだ線及び13点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（温泉郡中島町大字饒甲213番地先の堤内の金属鉱）は、北緯33度59分09秒、東経132度36分22秒の地点

1点は、基点から真北25度36分10秒82.33メートルの地点

2点は、1点から真北290度38分34秒62.70メートルの地点

3点は、2点から真北11度17分31秒35.22メートルの地点

4点は、3点から真北4度55分53秒29.32メートルの地点

5点は、4点から真北96度08分50秒27.36メートルの地点

6点は、5点から真北33度26分39秒12.95メートルの地点

7点は、6点から真北89度30分56秒13.05メートルの地点

8点は、7点から真北103度23分33秒33.85メートルの地点

9点は、8点から真北185度01分39秒24.67メートルの地点

10点は、9点から真北204度04分08秒33.74メートルの地点

11点は、10点から真北291度41分54秒5.38メートルの地点

12点は、11点から真北201度42分01秒14.16メートルの地点

13点は、12点から真北195度04分28秒10.71メートルの地点

ウ 面積

5,777.54平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地 約840平方メートル

水路用地 約20平方メートル

4 埋立免許年月日

平成15年10月27日

○愛媛県告示第2071号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	久米垣生線	松山市越智町309番12から同町290番4まで	旧	メートル 24.5~45.0	キロメートル 0.018	
			新	21.5~45.0	0.018	

○愛媛県告示第2072号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	西条久万線	上浮穴郡美川村七鳥1847番1地先から同村七鳥1810番まで	旧	メートル 4.8~7.0	キロメートル 0.128	
			新	9.5~19.0	0.106	

○愛媛県告示第2073号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。



平成15年11月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	上浮穴郡美川村七鳥1847番1地先から 同村七鳥1810番まで	平成15年11月4日

○愛媛県告示第2074号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年11月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	目黒松丸線	北宇和郡松野町大字富岡2717番3から 同大字2715番1地先まで	旧	メートル 5.4~7.1	キロメートル 0.135	
			新	8.9~17.2	0.135	

○愛媛県告示第2075号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年11月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	目黒松丸線	北宇和郡松野町大字富岡2717番1地先から 同大字2715番1地先まで	平成15年11月4日

○愛媛県告示第2076号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

平成15年11月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
川之江都市計画道路事業及び伊予三島都市計画道路事業  
3・3・2 川東村松線
- 2 施行者の名称  
愛媛県

- 3 事務所の所在地  
松山市一番町四丁目4番地2
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
川之江市妻鳥町字江ノ西、字亀屋敷、字穴後、字下砂古田及び字庄境並びに伊予三島市村松町字柳田縄及び字日吉縄地内
  - (2) 使用の部分  
なし

公 告

○公 告

ふぐ取扱者試験の施行について

愛媛県ふぐ取扱者条例（昭和27年愛媛県条例第63号）第4条の規定による平成15年度ふぐ取扱者試験を次のとおり施行する。

平成15年11月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 試験の日時及び場所

試 験 別	日 時	場 所
学 科 試 験	平成16年 2月10日 (火) 午後 1時30分	松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛 媛 県 庁
実 地 試 験	平成16年 3月12日 (金) 午前10時	松山市旭町107番地 愛媛調理製菓専門学校

2 受験願書の提出期間

平成16年 1月 5日 (月) から 9日 (金) まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 受験願書の提出先

県内居住者については住所を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

4 試験科目

試験は、次に掲げる科目について学科試験を行い、学科試験の合格者について実地試験を行う。

- (1) 衛生法規
- (2) 食品衛生学
- (3) 魚類学

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

---

雑 報

---

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法 (昭和26年法律第 219 号) 第45条の 2 の規定により、平成15年10月22日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成15年11月 4日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆 三

1 起業者の名称

愛媛県

2 事業の種類

県道宇和野村線改築工事 (愛媛県東宇和郡宇和町大字卯之町地内) 並びにこれに伴う国道及び町道交差点改良工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所 有 権 以 外 の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在 地 番	地 目		面 積			収用及び使用しようとする土地の実測 <sup>(㎡)</sup>		受付年月日 受付番号	種 類	
収 用	愛媛県東 宇和郡宇 和町大字 卯之町四 丁目	517番 1	宅地	宅地	2,167.63	2,191.11	2.62	土地所有者不明 ただし、愛媛県東宇和郡宇和 町大字下松葉140番地39 兵頭 健造 又は、愛媛県東宇和郡宇和町 大字卯之町四丁目367番地 池田 博	昭和61年 12月 6日 第5518号	根抵当権	愛媛県松山市南 堀端町 1 番地 株式会社 伊予 銀行 代表取締役 麻生 俊介
使 用	愛媛県東 宇和郡宇 和町大字 卯之町四 丁目	517番 1	宅地	宅地	2,167.63	2,191.11	0.11				